

飛騨市従業員資格取得支援事業補助制度

目的

市では、人材不足により労働力の確保が特に困難な業種（建設業・製造業・交通、運輸業）を営む市内事業者を対象に、これからの地域社会を担う人材の職場定着や、更なるスキルアップを図るため人材育成に積極的に取り組む事業者を支援します。

交付条件

- ・市内に事業所を有する法人であること。
- ・資格を取得する従業員は、年間を通じて常時雇用される労働者であること。（ただし、パート、アルバイトを除く。）
- ・本補助制度とは別に資格取得に関する補助金等の交付を受けていないこと。
- ・市税等を滞納していないこと。



助成内容

対象経費	対象資格	補助額
(1) 受験手数料 (2) 講習受講料（入学金、教材費を含む） (3) 参考図書購入費	・大型特殊自動車免許 ・電気工事施工管理技士 ・建設施工管理技士 ・危険物取扱者 など	対象経費の2分の1以内（従業員1人当たり上限5万円）

- ※ その他対象資格については、市ホームページまたは右記QRコードをご確認ください。
- ※ 労働安全衛生法に定める特別教育は対象外です。
- ※ 従業員が受験する資格を取得できなかった場合（不合格の場合は）、交付対象となりません。
- ※ 申請は1事業者につき同年度内に1回限りとなります。複数の資格を受験される場合は、まとめて1回でご申請ください。



【補助対象資格一覧】

申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901